

認定看護管理者教育における研修が施設基準等に位置づけられている診療報酬項目一覧

令和8年度診療報酬改定において、以下の入院基本料の施設基準に認定看護管理者教育における研修修了者の配置が望ましい旨が位置づけられました。

- 急性期病院一般入院基本料(急性期病院A一般入院料、急性期病院B一般入院料)
- 急性期病院精神病棟入院基本料(急性期病院A精神病棟入院料、急性期病院B精神病棟入院料)
- ※いずれの入院基本料においても「研修を修了した看護師を配置することが望ましい」となっています。

区分番号	診療報酬項目	研修要件該当	参考資料(厚生労働省発出) ◆認定看護管理者教育における研修が施設基準等に位置づけられている旨を示す資料 □診療報酬点数に関する資料 ■施設基準等に関する資料
A 100	急性期病院一般入院基本料 (急性期病院A一般入院料、急性期病院B一般入院料)	認定看護管理者教育課程 「サードレベル」 (配置することが望ましい)	◆令和8年3月23日:疑義解釈資料の送付について(その1)、医科点数表関係、問12、医-5 □令和8年4月1日:診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和8年厚生労働省告示第69号)、別表第一医科診療報酬点数表、第2部 入院料等、第1節 入院基本料 ■基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(令和8年3月5日保医発0305第7号)(0501訂正後)、別添2 入院基本料等の施設基準等、第2病院の入院基本料等に関する施設基準、4の9 急性期病院一般入院基本料及び急性期病院精神病棟入院基本料における急性期医療に係る体制について、58-59
A 103	急性期病院精神病棟入院基本料 (急性期病院A精神病棟入院料、急性期病院B精神病棟入院料)	認定看護管理者教育課程 「サードレベル」 (配置することが望ましい)	